

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔 令和元年 10 月 25 日 〕
〔 関係府省庁申合せ 〕

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、「姓一名」の構造を示すこととする。

- 4 地方公共団体，関係機関等，民間に対しては，日本人の姓名のローマ字表記については，差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう，配慮を要請するものとする。
- 5 上記の内容は，令和２年１月１日から実施するものとする。ただし，各府省庁において対応可能なものについては，実施日前から実施することができる。